令和３年度 第２回

豊田市国民健康保険運営協議会　次第

令和３年１１月２５日（木）午後２時から

豊田市青少年センター　交流室

１　会長あいさつ

２　議事

【協議事項】

令和４年度豊田市国民健康保険税率等について

【報告事項】

新型コロナウイルス感染症に係る減免及び傷病手当金の状況

３　その他

●次回予定　令和３年１２月１６日（木）午後２時から

（とよた男女共同参画センター　情報交換室）

※第２回の会場と同じ建物の２階です。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって変更する可能性があります。

【協議事項】令和４年度豊田市国民健康保険税率等について

1　県が提示する国保事業費納付金（県納付金）の算定の考え方

（1）県納付金の概要

国保事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める県納付金や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このため市町村は、県納付金を納めるために必要な国民健康保険税率（保険税率）を決めて賦課・徴収することとなり、県納付金は保険税率を決める重要な要素となっている。

【参考】県納付金の市町村への配分方法（医療分の場合）

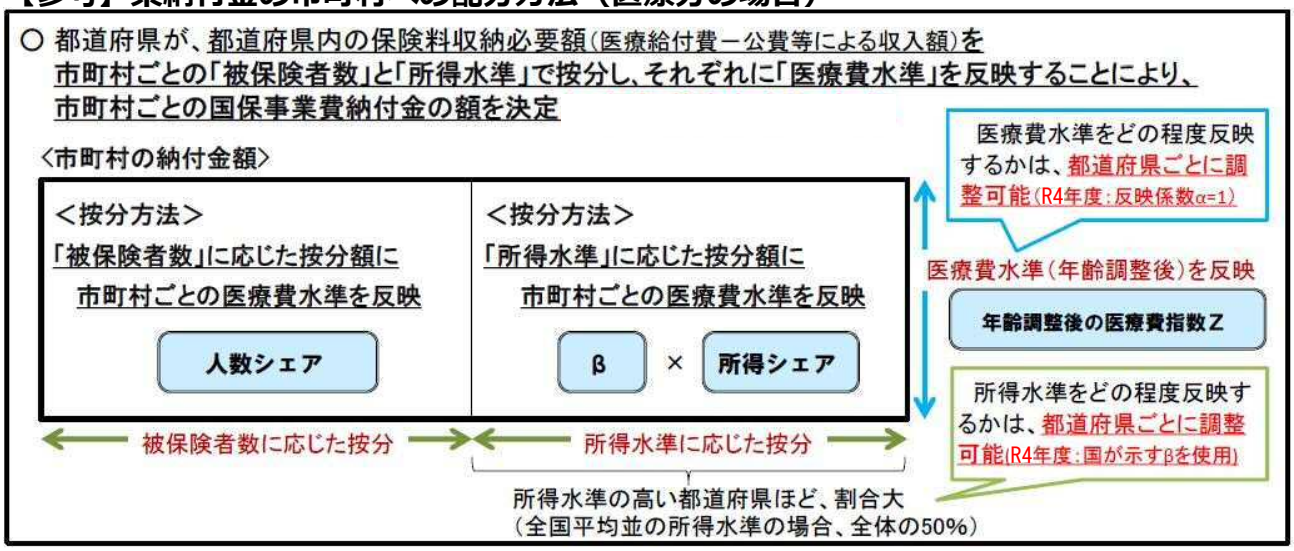

（2）令和４年度県納付金の算定方法

※下線部は令和３年度からの変更点。算定方法は県が市町村と協議し決定された。

①**被保険者数の推計方法**：コーホート要因法（前年における１歳下の人口に「生残率」及び「将来純移動率」を乗じて推計）を基本とし、必要に応じ個別調整を実施

②**一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法**：国が示す推計方法のうち「過去２年間（実績値）の伸び率による推計方法」をもとに新型コロナウイルス感染症の影響を除くための補正を実施

③**医療費水準の反映**：市町村ごとの医療費水準（年齢調整後）を反映（α＝１）

④**応能（所得）割の配分**：国が示す所得係数（β）を使用

⑤**県納付金の激変緩和措置**：令和５年度までの時限措置。一人当たり納付金額をベースに平成 28 年度と比較し一定割合（自然増＋δ<デルタ>）を超過した場合に適用（豊田市は令和３年度から対象外）

⑥**県決算剰余金の活用**：県納付金の急激な上昇抑制のため、原則３年間で活用。令和３年度の県全体の保険給付費等が大幅に増加し財源不足が見込まれることを加味し、累積額（約 109 億円）の３分の１及び追加分 15 億円　合計 52 億円を減算に活用。これにより累積はなくなる見込み。

㊟令和３年度中にさらなる財源不足が生じた場合、国民健康保険財政安定化基金（県の基金）の取崩で対応する。取崩分は令和５年度以降の県納付金に加算され、再積立する。

2　令和４年度県納付金の仮算定結果

（１）豊田市に割り当てられた県納付金額

※伸び率は、下表中の年度間比較のため独自に算出したもの。

	H28	R３**仮**算定結果		R３**本**算定結果		R4 **仮**算定結果	
		R３	対 H28 伸び率	R3	対 H28 伸び率	R４	対 H28 伸び率
総額（億円）	109.8	104.7	―	104.0	―	**109.3**	―
１人当たり（円）	125,757	142,233	113.10%	141,264	112.33%	**154,450**	122.82%
被保険者数（人）	86,544	73,603	85.05%	73,603	85.05%	70,768	81.77%

（２）仮算定時の不足額

（単位：億円）

豊田市納付金	－	県納付金の財源となる収入			=	**不足額**
		保険税収入（※１）	交付金等収入（※２）	小計		
109.3		72.4	21.3	93.7		**15.6**

※１　国民健康保険税（現年分、滞納繰越分）

※２　特別交付金（保険者努力支援分、市町村分、県２号繰入金分）
保険基盤安定制度負担金（保険税軽減分、保険者支援分）
財政安定化支援金繰入金、その他繰入金など

3　令和元年度及び令和２年度の答申内容（要約）

令和元年度

・都道府県単位化の影響による不足分があることから保険税率を引き上げていく必要性を確認したが、県の激変緩和措置が終了する令和５年度までの４年間で保険税率を引き上げると単年の引上げ幅が大きくなるため、その２倍の８年間程度をかけて緩やかに引き上げる。

・令和２年度保険税率においては、自然増分と不足分の８分の１の額を保険税で賄うために医療分の所得割を改定し、一人当たり 2,400 円（2.4%）程度を引き上げる。

・不足分を解消するまでの間、保険税率の引上げと並行して市独自の激変緩和措置を講じるために、豊田市国民健康保険財政調整基金（基金）を活用する。

・基金残高が不足する場合は、一般会計からの法定外繰入により基金積立を行うが、本市の財政状況等を踏まえ、また過大な投入とならないよう、妥当な基金規模を慎重に検討していく必要がある。

令和２年度

・令和元年度の答申を踏まえ、自然増分と不足分の７分の１の額を保険税で賄うために、令和元年度答申と同水準（医療分の所得割を改定し、一人当たり 2,400 円（2.4%）程度）を引き上げる。

４　令和４年度保険税率を検討する上での論点

令和４年度保険税率を検討する上での論点として、以下の事項が想定されるが、検討の前提として令和元年度及び令和２年度の答申内容を踏まえる必要がある。

（１）現行の保険税水準と本来集めるべき保険税水準との差

国の公費の拡充がない場合、これまでの県納付金の推移及び標準保険料率との乖離から、保険税率の大幅な引上げを検討せざるを得ない状況が続いている。令和元年度及び令和２年度の答申内容を踏まえると、急激な引上げとならないよう配慮するために、引き続き段階的に県内統一を見据えた保険税水準に近づけていく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和２年度及び令和３年度の医療費が大きく増減していること、令和３年度の県の予算において財源不足が見込まれており、令和４年度県納付金は仮算定時点で県内のすべての市町村において大幅に増額する結果となった。

これらのことから、現行の保険税水準と県内統一を見据えた保険税水準との差が開いたことを鑑み、県内統一を見据えた保険税水準に近づけるための引上げ幅の検討が必要となった。

（２）保険税率の検討に必要な要素

ア　県納付金（仮算定結果）　※県決算剰余金の活用方法、県全体の医療費に留意

イ　その他の要素

・所得の増減　・被保険者数の増減　・世帯数の増減

・新型コロナウイルス感染症の影響　・財政安定化支援事業の算定割合の見直し

・後期高齢者支援金及び介護納付金の自然増等

・前期高齢者交付金等の都道府県単位での精算

・国民健康保険財政安定化基金（県の基金）取崩分の再積立

令和４年度：団塊の世代が 75 歳到達により後期高齢者に移行開始
　　未就学児にかかる均等割軽減の開始

令和５年度：後期高齢者の窓口負担割合の変更が通年で影響

時期未定　：普通調整交付金の見直しの影響（骨太方針 2021）
　　保険税水準の県内統一等

（３）一般会計からの法定外繰入の考え方

令和３年度以降、本市の一般会計の歳入構造は「法人市民税国税化等の影響」や「地方交付税合併特例の終了」による大きな転換期を迎え、一般会計からの法定外繰入は一層削減に向けた努力を求められる状況となった。

また、国のガイドラインで赤字補てんとみなされる一般会計からの法定外繰入については、計画的に削減・解消を目指すこととされており、保険者努力支援制度においても、赤字補てんとみなされる法定外繰入はマイナス評価とされる。

このことを受けて、本市では赤字補てんとみなされる法定外繰入（●印）は解消し、赤字補てんとみなされない法定外繰入（保健事業・福祉医療波及分・保険税減免分）は引き続き繰り入れている。しかしながら、完全な解消のためには保険税率の引上げ及び基金の活用が前提となるため、令和２年度以降、必要に応じて基金積立のための法定外繰入（赤字補てんとみなされない）を実施することとした。

【参考】法定外繰入の推移　（単位：千円）

区分		H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 **予算**
保健事業繰入金		220,178	238,778	216,143	259,884
その他繰入金		179,909	173,614	1,094,893	176,568
	福祉医療波及分	163,680	157,533	149,805	154,754
	保険税減免分	16,229	16,081	19,593	21,814
	基金積立分 **※R2 以降**			**925,495**	**0**
●	葬祭費・出産育児一時金（一部）に係る費用額	0	0	0	0
●	赤字補てん分	0	0	0	0

（４）豊田市国民健康保険事業財政調整基金の活用

都道府県単位化により、基金の活用は、保険税の急激な上昇の緩和、県納付金の差額調整、県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化、災害等想定外の事象による予算の見込み違いへの対応などを想定している。

これらのリスクへの対応として県の基金から貸付を受けることもできるが、貸付を受けた場合、翌年度以降に返還する必要があるため、令和２年度以降は一般会計からの繰入金を基金積立することで、リスクに対応できるだけの残高を確保することとした。

【参考】基金残高の推移　（単位：億円）

	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末(見込み)
（取崩）	7.0	7.0	5.7	6.5	10.7	9.8
（積立）	4.0	10.8	7.4	0	9.3	(３月補正予定)
残高	**22.0**	**25.8**	**27.5**	**21.1**	**19.7**	**9.8＋α**

（５）新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

①収入が一定割合以上減少した人や低所得者には税減免や納税猶予、軽減制度を適用

②令和３年中の所得減少は、令和４年度保険税の課税計算に反映

③感染状況に応じて傷病手当金の保険者への財政支援を国が検討

5　令和４年度保険税率の改定案

（１）保険税率の改定案と考え方

【再掲】仮算定時の不足額

（単位：億円）

豊田市納付金	－	県納付金の財源となる収入			＝	不足額
		保険税収入	交付金等収入	小計		
109.3		72.4	21.3	93.7		**15.6**

前提（案）

・保険税率を改定する場合、急激な引上げとならないような配慮と、新型コロナウイルス感染症の影響等の留意が必要である。
・令和元年度及び令和２年度の答申内容をもとに、令和４年度県納付金の仮算定結果を踏まえ、６年間程度をかけて本来集めるべき保険税水準に近づけていく。
・変動要因が多く、毎年度不足額が変動することが想定されるため、令和５年度以降も当分の間は保険税率の見直しを行う。

	【改定案】不足額 15.6 億円の 1/6 を税で賄う		**【参考】据え置き**	
本来の保険税水準に達する時期	**令和９年度**		**令和９年度**	
考え方のポイント	**①中長期の財政運営への備え** 今後議論が加速される保険税水準の県内統一などの要因により見込まれる財政負担の増加に備え、現時点で見込まれる不足額のうち、都道府県単位化の影響分を概ね令和９年度までに解消することを想定している。 **②新型コロナウイルス感染症の影響を考慮** 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落込みにより、被保険者の所得の減少が続くことも考えられるが、令和３年中の所得減少は令和４年度保険税の課税計算に反映されることから、中長期的な国保財政の安定化に必要な保険税率の引上げを実施する。 納税が困難な場合、聞取りにより税減免や納税猶予、軽減制度など必要な措置につなげる。	**③県の決算剰余金の活用** 令和４年度県納付金の仮算定において、累積額を使い切ることが想定されている。令和５年度は県の決算剰余金による減算は極めて少額となることが想定されるため、現時点の不足額はできるだけ解消しておく必要がある。 **④その他、県における交付金等の精算の影響** 県の決算剰余金が生じても、県が国に返還すべき交付金等の財源を優先して確保しておく必要があるため、返還規模の変動に留意が必要である。	今後も医療費及び県納金の自然増が続くことが見込まれるため令和４年度に据え置いたとしても、令和５年度以降の引上げ幅を大きくするのみとなる。	
保険税で賄う額 （一人当たり） **10 期の各期別**	**令和４年度** **＋370 円**	**令和５年度～（自然増などに変動がない場合）** **＋370 円**	**令和４年度** **＋0 円**	**令和５年度～** **単年度の引上げ幅が増加する**
保険税で賄う額 （一人当たり） **年額**	**＋3,700 円**	**＋3,700 円**	**＋0 円**	
令和４年度の国保特別会計は、以下の中で不足額 15.6 億円を確保する必要がある。				
保険税で賄う額 （総額）	**2.6 億円**		**0 億円**	
基金取崩など 保険税以外で賄う額 （総額）	**13.0 億円**		**15.6 億円**	

（２）現行・改定案・都道府県標準保険料率の比較

保険税率

※低所得者の負担増に配慮し、医療分の所得割のみで調整する場合の試算。
保険税率を引き上げる場合は、県が提示する応能・応益割合に近づけることを基本とする。

現行（令和３年度）の保険税率

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	5.41%	26,100 円	22,000 円
後期分	1.80%	6,800 円	6,500 円
介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円
合計	8.76%	42,300 円	34,300 円

【改定案】不足額 15.6 億円の 1/６を税で賄う

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	5.85% (+0.44%)	26,100 円	22,000 円
後期分	1 .80%	6,800 円	6,500 円
介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円
合計	9.20% (+0.44%)	42,300 円	34,300 円

都道府県標準保険料率（令和４年度・仮算定時）

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.69% (+1.28%)	40,778 円 (△7,322 円)	
後期分	2.42% (+0.62%)	14,268 円 (+968 円)	
介護分	2.69% (+1.14%)	19,646 円 (+4,446 円)	
合計	11.80% (+3.04%)	74,692 円 (△1,908 円)	

（３）モデル世帯における一年間の税額シミュレーション

	現行（令和３年度）の保険税率	改定案	現行との差	標準保険料率	現行との差
モデル世帯① ・43 才単身世帯 ・世帯主の給与収入が 55 万円以下 （給与所得０円）	22,800 円	**22,800 円**	**（±0 円）**	22,200 円	（△600 円）
モデル世帯② ・67 才夫婦の２人世帯 ・世帯主の年金収入が 250 万円 （年金所得１４０万円）	145,300 円	**149,600 円**	**（+4,300 円）**	176,400 円	（+31,100 円）
モデル世帯③ ・40 代夫婦と子ども２人の４人世帯 ・世帯主の給与収入が 228 万円 （給与所得１５２万円）	187,600 円	**192,400 円**	**（+4,800 円）**	258,200 円	（+70,600 円）
モデル世帯④ ・40 代夫婦と子ども２人の４人世帯 ・世帯主の給与収入が 567.5 万円 （給与所得 410 万円）	506,000 円	**522,100 円**	**（+16,100 円）**	692,400 円	（+186,400 円）

■都道府県標準保険料率とは
都道府県内の全ての市町村の保険料（税）率の標準的な水準を表す数値。
豊田市の現行の課税方式である３方式（所得割・均等割・平等割）とは異なり、２方式（応能割＜＝所得割＞・応益割＜＝均等割＋平等割＞）を採用。

6　令和４年度県納付金本算定後の考え方（案）

県納付金の本算定結果において、基金で対応できる範囲を超える増額が生じた場合は、再協議を行う。

7　保険税率の見直しサイクル（案）

令和元年度の答申を踏まえて令和２年度及び令和３年度の税率等を決定してきたが、毎年度提示される県納付金に加え、県納付金の財源の不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、当分の間は、毎年度県納付金の算定結果を検証するとともに、保険税率の県内統一の動向を注視しながら、保険税率等の見直しを検討する必要がある。

8　税率改定以外の取組

（１）国民健康保険特別会計の健全化に向けた経営努力

国民健康保険特別会計の健全化に向けて、財源の確保を税率改定と一般会計からの繰入れの手法のみではなく、歳入確保や医療費適正化、保健事業による健康づくりの取組を積極的に実施する必要がある。

ア　歳入確保の取組

・保険税の滞納削減に向けた取組

・保険者努力支援制度等、国・県交付金の確保

イ　医療費適正化及び保健事業による健康づくりの取組

・医療費適正化事業
レセプト点検、医療費通知、後発医薬品啓発、柔道整復適正受診
頻回・重複服薬者対策、第三者求償等

・特定健診・特定保健指導実施事業

・生活習慣病予防などの保健事業

・重症化予防事業

・その他、市が実施する保健事業

（２）国・県への要望

国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の急速な高齢化や職業構成の時代的変化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化を行うことなどを引き続き求めていく。

9　今後のスケジュール

時期		主体	内容	運営協議会	当初予算編成
R３	11/19	県→市	県納付金仮算定額・標準保険料率の提示（国からの仮係数をもとに算定）	第２回 11/25	反映可
	12 月下旬	国→県	国から確定係数の提示	第３回 12/16 予定 (答申後日)	反映可
R４	１月中旬	県→市	県納付金本算定額・標準保険料率の提示 (国からの確定係数をもとに算定)	必要に応じて開催	―

10　参考資料

（１）名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の令和３年度の保険税率

市町村名	医療分			後期支援分			介護分		
	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
豊田市	**5.41**	**26,100**	**22,000**	**1.80**	**6,800**	**6,500**	**1.55**	**9,400**	**5,800**
名古屋市	7.04	38,903	0	2.48	13,293	0	2.47	16,367	0
豊橋市	6.48	18,800	28,200	2.44	6,800	10,100	2.14	7,900	8,400
岡崎市	5.71	23,210	25,160	2.34	9,070	9,830	2.07	9,660	7,430
一宮市	6.70	28,800	24,000	2.30	9,600	6,000	1.90	10,800	6,000
春日井市	5.90	24,500	22,000	2.00	9,900	9,000	1.50	9,700	6,000
碧南市	5.60	24,400	17,500	1.80	9,300	6,500	1.20	8,400	4,300
刈谷市	5.30	26,000	20,000	1.70	4,000	4,000	1.80	10,800	3,600
安城市	4.70	19,230	13,380	2.46	9,840	6,850	2.34	11,840	6,050
西尾市	5.80	24,000	21,600	2.18	7,300	5,400	1.45	7,200	4,800
知立市	5.20	22,200	15,800	2.36	10,000	7,100	2.28	11,700	5,800
高浜市	5.73	29,300	23,800	1.93	9,900	7,800	1.85	12,400	7,000
みよし市	6.02	24,800	20,400	1.53	8,400	4,800	1.38	8,900	4,700
県市平均	5.79	24,677	20,183	2.03	8,228	6,303	1.71	9,551	5,736

（愛知県国民健康保険団体連合会調）

※県市平均は名古屋、豊橋、岡崎を除く３５市で算出。

（２）令和４年度国保事業費納付金（仮算定時）について

ア　豊田市の状況

（下段は県内順位等）

	年齢調整後医療費指数	一人当たり所得金額（円）	H28 決算一人当たり納付金相当(円)	激変緩和前一人当たり納付金額（円）	激変緩和前対 H28 比納付金増加額（円）
豊田市	**0.87（38 位）**	**845,553（11 位）**	**125,976（28 位）**	**154,450（15 位）**	**28,474**
県平均	0.90（22 位）	741,563（29 位）	130,426（15 位）	149,478（27 位）	19,052
最大	1.04 豊根村	1,119,423 飛島村	150,902 南知多町	189,329 飛島村	60,101 豊根村
最小	0.78 田原市	601,736 東栄町	84,467 豊根村	133,859 東栄町	9,806 岩倉市

イ　名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の状況

市名	年齢調整後医療費指数	一人当たり所得金額（円）	一人当たりH28 納付金相当額(円)	激変緩和	一人当たり納付金額（円）	一人当たり対 H28 比増減（円）
豊田市	**0.87**	**845,553**	**125,976**	**×**	**154,450**	**28,474**
名古屋市	0.95	701,928	137,980	×	150,858	12,878
一宮市	0.93	666,434	124,069	×	144,316	20,247
春日井市	0.88	741,740	127,234	×	145,826	18,592
豊橋市	0.89	690,555	132,770	×	142,892	10,122
岡崎市	0.85	799,342	131,453	×	149,426	17,973
刈谷市	0.87	884,884	129,363	×	158,340	28,977
碧南市	0.88	806,916	127,472	×	162,030	34,558
安城市	0.80	862,508	126,432	×	149,771	23,339
西尾市	0.82	803,019	133,701	×	149,787	16,086
知立市	0.88	810,269	123,642	×	154,120	30,478
高浜市	0.85	788,346	132,209	×	150,574	18,365
みよし市	0.93	906,770	129,761	×	168,079	38,318

※激変緩和措置の対象は県内で４町村（飛島村、阿久比町、設楽町、豊根村）のみ。

【報告事項】新型コロナウイルス感染症に係る減免及び傷病手当金の状況

1　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免の状況

減免申請の状況（令和３年 10 月末までの申請分）

		減免申請	決定件数	減免額
令和3年度申請	**令和３年度**	**54 件**	**53 件**	**約 763 万円**
	令和２年度	２件	２件	約４万円
令和2年度申請	令和２年度	272 件	268 件	約 4,306 万円
	令和元年度（２,３月）	222 件	221 件	約 586 万円
計		550 件	544 件	約 5,659 万円

（１）減免制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②の要件を満たす人は、申請により減免適用の対象。令和３年度国民健康保険税納税通知書（当初通知・６月１６日発送）の発送以降受付を行っている。

【要件】

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の人　　⇒**保険税の全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、以下の要件を全て満たす場合

〈世帯の主たる生計維持者について〉
(1) 給与収入や事業収入で、収入種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて 30%以上減少する見込みであること
(2) 前年の合計所得が 1,000 万円以下であること
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年合計所得が 400 万円以下であること

⇒**保険税の一部減額**

※主たる生計維持者の前年所得等に応じて１０分の 2～全額

【対象となる保険税】

令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に納期限が到来する国民健康保険税

（２）減免に要する費用に対する財政措置

減免額に対しては、令和２年度は１０分の１０、令和３年度は１０分の４相当額が国から財政支援される予定。

2　傷病手当金の状況

申請等の状況（令和３年 10 月末時点）

	申請件数	決定件数	支給金額
令和３年度	**27 件**	**27 件**	**1,660 千円**
令和２年度	15 件	15 件	608 千円

※１０分の１０相当額が国から財政支援される予定。

（１）概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止と生活の安定を図ることを趣旨として新型コロナウイルス感染症に感染等するなど一定の条件を満たした人に対して国保被保険者に係る傷病手当金を支給する。

（２）対象者

次のいずれにも該当する人

① 給与の支払いを受けており、豊田市の国民健康保険に加入している人

② 新型コロナウイルス感染症に感染した人、又は発熱等の症状があり感染が疑われる人

（３）支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給する。

① 療養のために働くことができないこと

② ４日以上仕事を休んでいること

※療養のため連続して３日間仕事を休んだ後、４日目以降の仕事を休んだ日について支給される。

（４）支給額

直前の継続した３月間の給与収入の合計 ÷ 就労日数 × ２／３ × 支給対象日数

（５）適用期間

令和２年１月１日～令和３年１２月３１日（令和４年３月３１日まで延長予定）の間で療養のため労務に服することができない期間。入院が継続する場合等は最長１年６か月まで。